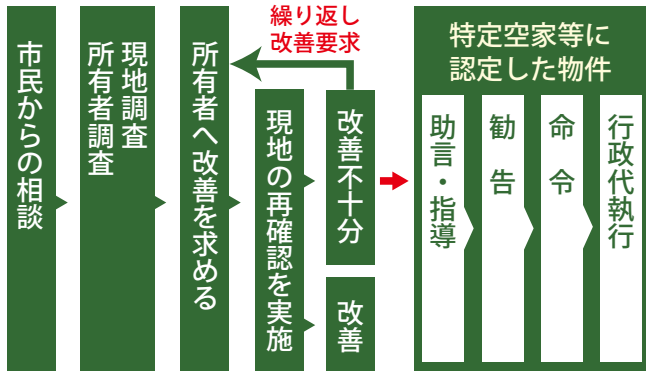


危険な空き家・迷惑な空き地の改善に取り組んでいます

津市ではこれまで空き家・空き地に関する相談窓口の一元化、津市空家管理台帳システムによる市内の情報の共有化などを行ってきました。今回は、危険な空き家・迷惑な空き地に関する相談への対応についてご紹介します。市民の皆さんの生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、今後も解決に向けて取り組んでいきます。

空き家・空き地の対応の流れ

◀空き家・空き地共通の流れ▶



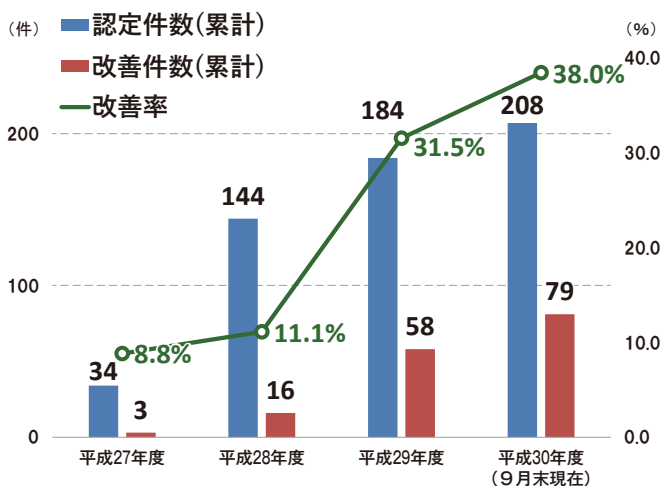
「特定空家等」って何？

建物が傾き、道路に倒壊する恐れがあるなど、特に危険性が高い空き家のことだよ。

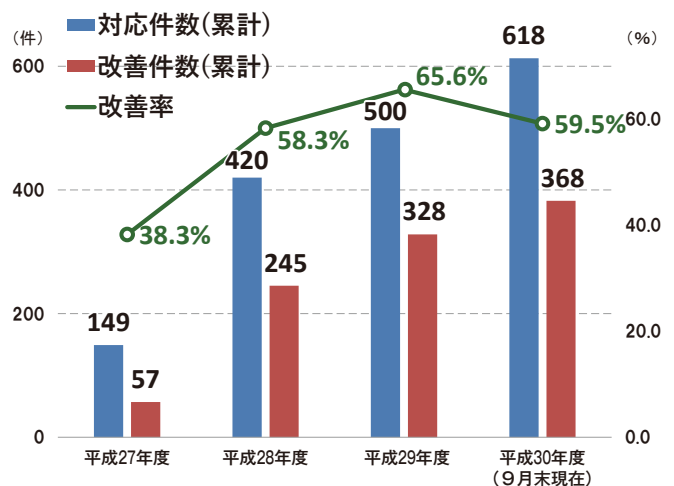


空き家の対応状況

特定空家等



特定空家等以外



改善の必要がある空き家の相談は年々増加しており、そのうち特に危険性の高いものについて津市が特定空家等に認定した件数は、平成30年9月末時点で、208件となっています。改善状況としては、繰り返し改善要求を行い、それでも改善されない特定空家等の所有者に対しては、指導、勧

告などを行なった結果、79件、38.0%が解体などにより改善に至っています。

また、特定空家等以外についても618件のうち、368件、59.5%が解体、補修などにより改善されました。

